

## 赤十字国際委員会 (ICRC) の使命

赤十字国際委員会 (ICRC) は、公平で中立、かつ独立した組織で武力紛争およびその他暴力の伴う事態によって犠牲を強いられる人々の生命と尊厳を保護し必要な援助を提供することをその人道的使命としています。

ICRC は、国際人道法および世界共通の人道的諸原則を普及させまた強化することによって人々に苦しみが及ばないよう尽力しています。

1863 年に設立された ICRC は  
ジュネーブ諸条約および国際赤十字・赤新月運動の創設者でもあります。  
武力紛争およびその他暴力の伴う事態において  
国際赤十字・赤新月運動による国際活動の指揮・調整にあたります。

<http://www.jrc.or.jp/ICRC/>



# WORKING FOR THE ICRC





# 使命感を持ち、 自らの行動で世界に示す。

150年以上にわたり、  
世界中の紛争地域で活動を続けてきた ICRC。  
現在も争いが地上から消えることはなく、  
人道に反した紛争地の悲劇は後を絶ちません。

危害を加えられたあらゆる人の、生きる力を支えること。

ICRCは、公平・中立・独立という基本原則に基づき  
紛争現場で傷ついたすべての人に寄り添い、  
その生命を尊重し、人間の尊厳を守ります。

**“Even wars have limits”**

— 戦争とはいえ、やりたい放題は許されない。

私たちは人道支援というゆるぎない信念を持ち、  
その使命を世界へと示していきます。

## HISTORY 赤十字国際委員会 (ICRC) の歴史

- 1859年 スイス人のアンリー・デュナンが北イタリア・ソルフェリーノで負傷兵救護活動を行う。
- 1863年 赤十字国際委員会の発足  
「苦しむ人を敵味方の区別なく救護する。」というデュナンの考えのもと、ICRCの前身「国際負傷軍人救護常置委員会」が発足。
- 1864年 ジュネーブ条約と各国赤十字社の誕生  
最初のジュネーブ条約（赤十字条約）が採抲され、近代国際人道法が誕生。
- 1901年 アンリー・デュナン、初のノーベル平和賞受賞者となる。
- 1919年 赤十字社連盟の発足  
平時の災害救護、保健・衛生、青少年の育成等を行う赤十字社連盟が誕生。
- 二つの世界戦争  
前線や輸送手段の途絶えた所にも支援物資を届け、膨大な数の手紙や小包を捕虜に手渡す。
- 1965年 多数の市民が攻撃にさらされた第二次大戦後は、市民の保護等を規定したジュネーブ四条約が成立した。
- 1977年 「7つの赤十字基本原則」  
国際赤十字・赤新月運動の基本原則を「人道・公平・中立・独立・奉仕・單一・世界性」の7つにまとめ宣言。
- 1996年 ジュネーブ条約追加議定書  
ジュネーブ四条約を補完するために第一・第二追加議定書が採抲される。
- 1997年 & 2008年 武力紛争における被害者の保護や非国際的武力紛争時における人道法の適用を規定。
- 在ペルー日本大使公邸人質事件  
日本赤十字社と連携して公邸内の人々に緊急物資を届ける。仲介役として、人質の安全確保と平和的解決に向け尽力。
- 「戦争に用いる手段と兵器の制限」  
1997年対人地雷、2008年クラスター弾を禁止する条約の締結に向け国際社会に働きかける。

## 支援

紛争地域では、繰り返される暴力の被害を受けている一般市民が数多くいます。インフラが破壊され生活環境が悪化し、最低限度の生活を維持するのも困難となります。

紛争現場では迅速な対応が必要となるため、ICRCは世界各地に人と物資の輸送体制を整えて有事に備えます。生活必需品の入手ルートの確保や生活・衛生環境の改善、不当な暴力からの救済などが現地での主な活動です。

ICRCが活動する地域の多くは治安が不安定であり、特に紛争の前線は複数の武装勢力が入り乱れる危険地帯です。その中で独立と中立の姿勢を貫き、助けを求める人を平等に支援しなければなりません。その活動にはもちろん困難が伴いますが、混乱の大きな場所ほど、助けを待っている被害者が多いのも事実。そうした人々すべてにICRCは寄り添います。



紛争地域では、戦闘に参加していない人々も多く死傷します。ICRCは無差別兵器の使用禁止などを定めた国際人道法の尊重を交戦中の関係当局に呼びかけ、一般市民の被害を最小限に留めるよう努めています。

戦闘の混亂によって離散した家族の再会支援も重要な任務です。行方不明者の捜索や消息に関する情報交換を関係当局とを行い、戦争孤児や行方不明者を減らすため尽力します。

ICRCならではの保護活動といえば、収容所への定期的な訪問です。国際人道法の番人として、戦争捕虜や被拘束者への拷問や虐待を防ぎ、人道的な待遇を受けているかをモニタリングします。定期的に訪問することで被拘束者の待遇の実態や消息の把握が可能となり、施設内に問題を発見した場合は状況の改善を当局に打診することができます。拷問や虐待からは憎しみと更なる暴力が生まれます。このような負の連鎖を断ち切ることもICRCの重要な使命なのです。

## ICRCの活動

ICRCは「紛争の犠牲となっている人々に寄り添い、人間の尊厳と生活を守る」という理念のもと、暴力の応酬に苦しんでいる人々を支援・保護しています。



紛争地域では、戦闘に関与しない一般市民が、武力を有する第三者から攻撃を受け凄惨な事態に発展することが多々あります。社会的弱者への武力を用いた不当な攻撃は許されるものではありません。戦闘員でない一般市民を多く巻き込む無差別殺戮の可能性を秘めた兵器の使用は国際法違反です。

ICRCは紛争下での行き過ぎた行為を予防するために、国際人道法の普及活動を行っています。軍隊や武装警察、武装グループなどはもちろん、将来を担う大学生を中心とした若者も対象となります。また、近年ではルワンダ内戦のように一般市民による人道法違反が多発しているため、住民への普及教育も重要となってきています。各國の教育当局や諸機関に対しても人道法を教えるカリキュラムの導入を促進するなど、さまざまな方法で普及に努めています。

## 「国際赤十字」としてのICRCの役割

## 国際人道法の普及

# 60を超える国に拠点を置き、 約80カ国で支援・保護活動を 遂行しています。

ICRCのデレゲート(Delegate)は12,000人以上、  
世界中の紛争地に赴き、幅広い任務に携わります。



## 活躍するデレゲート

### 紛争地で活動するデレゲート

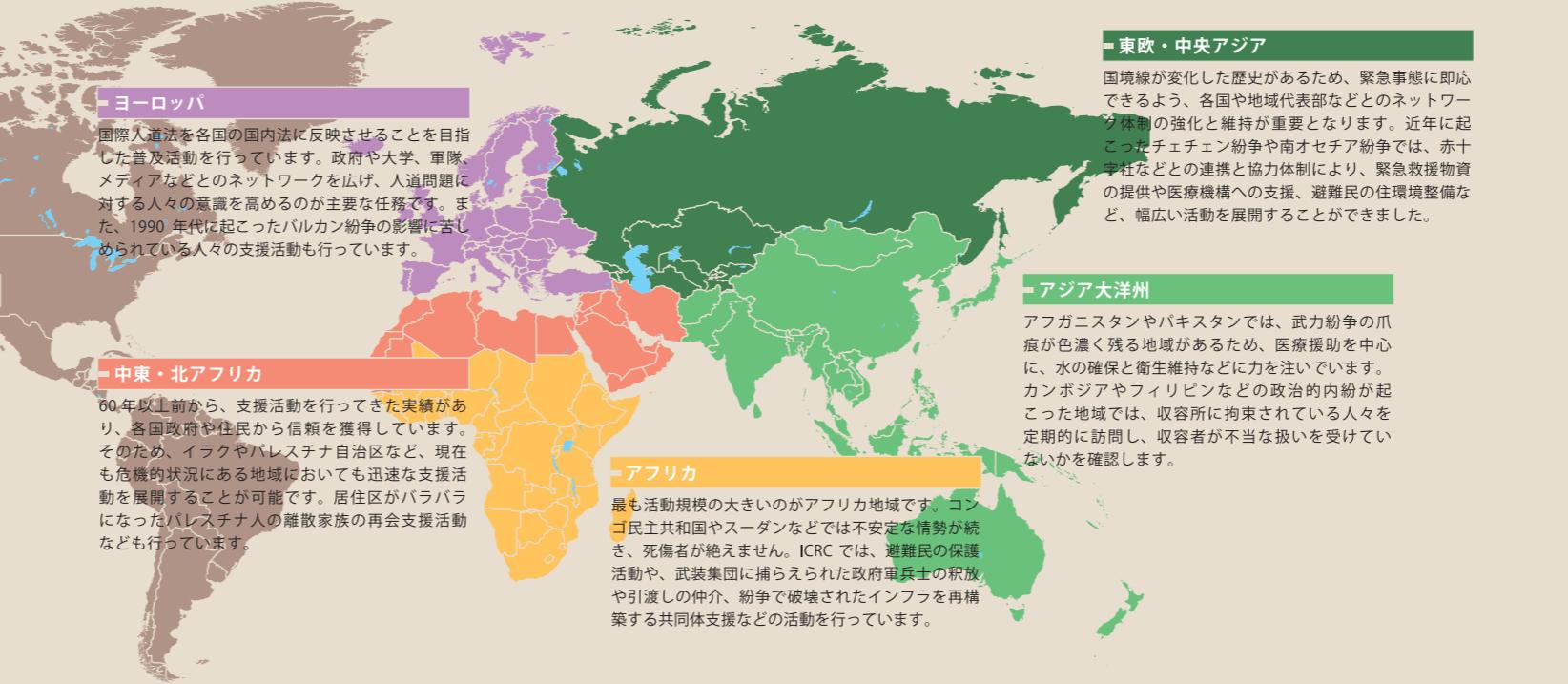
#### すべての力を問題解決のためだけに注ぐ

ICRCの活動の最前線に立つのがデレゲート(Delegate)です。私たちに与えられた任務は、人道という普遍的価値に基づき、武力紛争の状況下において、どの当事者にも偏らず、助けを必要とするすべての人々を支援・保護とともに、赤十字・赤新月の基本原則と国際人道法の目的と規則を世界に普及していくことです。より具体的には、収容施設を訪問し拘束されている人々がきちんと人道的待遇を受けているかを監視したり、一般市民が戦闘に巻き込まれないように紛争当事者に勧告をしたりします。

デレゲートの赴任地での任期は原則1年で、毎年違う国へ異動します。私は現在フィリピンにいますが、これまでルワンダ、イラク、イスラエル及び占領地域（ガザ地区、ヨルダン川西岸地区、ゴラン高原）で活動してきました。急激な環境の変化の中でも生活文化に適応しながら、つねに与えられた任務を全うすることを念頭において各任地に足を踏み入れてきました。

収容施設における非人道的待遇や国際人道法の違反などは、管理当局や紛争当事者への批判や問題提起だけでは解決へ導くことはできません。私たちは相手の立場を理解しつつ、ICRCとしての懸念をはっきり伝えますが、時には腹を割って話し合い、どうしたら問題を解決できるかと一緒に考えるようにしています。

フィリピン代表部 保護担当デレゲート  
沖本 慶一郎



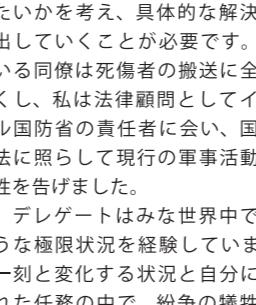
私は現在、紛争地での混乱によって離散した家族の再会支援「Restoring Family Links (RFL)」の任務についています。今まで印象的な出来事としては、在ペルー日本大使公邸占拠事件（1996年）が挙げられます。ICRCは反政府勢力との間に立ち、交渉の場を設け、食料、衣類、医薬品などを公邸に搬入。私はRFL任務の一環として、人質とその家族との間で交わされる手紙など通信の仲介を行いました。経験上、プライバシーの観点から手紙は家族のみに渡していたのですが、その内容を日本政府や人質の方が所属する企業と共有しなかったことで、ICRCは多くの非難を浴びることになったのです。後に、日本では、政府は民間人を、企業は社員を守る義務があるということを知りました。このとき、自分の価値観だけで行動するのではなく、対象となる国の文化・慣習を学び尊重しなければいい仕事ができないことを痛感しました。

RFLの活動には関係当局への手続きや家族の意思確認など、多種多様なニーズに対応することが必要です。マニュアルはありません。世界各地に飛び、異文化のもと臨機応変に対応し、人々をつなぐ可能性を探していく—いわばチャレンジの連続です。私はそこにこの任務の大きなやりがいと魅力を感じています。



クアラルンプール地域代表部 RFL 担当デレゲート  
ベアトリス・ムニエ  
Beatrice Helene Munier

### 人道のためにチームワークで支え合う



いかを考へ、具体的な解決策を見出していくことが必要です。ガザにいる同僚は死傷者の搬送に全力を尽くし、私は法律顧問としてイスラエル国防省の責任者に会い、国際人道法に照らして現行の軍事活動の危険性を告げました。

デレゲートはみな世界で似たような極限状況を経験しています。刻一刻と変化する状況と自分に与えられた任務の中で、紛争の犠牲者を

# 世界中、どこでも通用する人間性や行動力を養えます



ICRC ジュネーブ本部 人事担当  
ダニエル・エルンスト  
Daniel Ernst

## 紛争地のラストリゾート

ICRCの使命は、武力紛争によって被害を受けている人々の保護と支援を行うことです。紛争地で活動してきた長い歴史を持つICRCは、しばしば「Last Resort」と形容されます。困難な状況下において、中立の立場で敵も味方も関係なく傷ついた人を助けることや、他の支援機関が撤退する中でも、最前線でギリギリまで助けを求める人々に手を差し伸べ続けることなどが理由でしょう。このような活動ができるのはICRCが基本原則「中立・独立・公平」の態度を貫いているからです。勢力の大小や思想によって交渉相手を選ぶことをしないICRCは、反政府勢力とも交渉窓口を持ちます。彼らの兵士が傷を負えば助けます。そのため、むやみに攻撃のターゲットにされることもなく、紛争当事者から常に最新の情報を入手することができます。情報を基に分析を行い、状況に合わせて迅速な行動を取ることで、自分自身や保護すべき人々の安全を守ることが可能となります。

こうしたICRCならではの活動は、職員の高いパフォーマンスがあつてのものです。事実、紛争地での活動は心身ともに厳しく、ICRCのデレゲートへの要求は非常に高いかも知れません。しかしながら、それぞれが高いパフォーマンスを維持するからこそ、多くの人を助けることができ、国際人道法を広めるという意義のある活動を行えるのだと思います。

## 知っておきたい 国際人道法

### ICRCの活動は、ジュネーブ諸条約をはじめとした国際人道法に基づいて行われています。

#### 国際人道法って何？

国際人道法は、武力紛争における被害を抑制することを目的とした法規則です。「戦争法」や「武力紛争法」という名称でも知られています。国際社会で国家間の関係や行動を規定する国際法の一部を担つており、条約によって成文化されたものと慣習によって成り立つ不文のもの、そして、法的一般原則によって構成されています。主要部分は、1949年に締結された4つのジュネーブ条約と、1977年に定められた2つの追加議定書、そしてハーグ法によって成り立っています。

国際人道法は、国家の武力行使を規定するものではありません。武力紛争下であつても、あくまで人間の尊厳を守り、人々の苦痛を軽減することが目的です。規律事項には次のようなものがあります。「敵対行為に参加しない民人や病院などの一般施設が、紛争によって被害に遭わないための戦闘手段や方法の制約」や、「負傷などの理由から戦闘行為を放棄した軍人の適切な保護」などです。

非常時であつても、一般市民や社会的弱者に対しては、虐待や暴行ではなく、支援と保護の手が差し伸べられなければなりません。その精神と原則を支えているのが国際人道法なのです。

#### 国際人道法の精神とは？

国際人道法の精神はICRCの活動の随所に見ることができます。およそ次の7つのルールに要約されます。

- ① 敵対行為に参加していない人はすべて、いかなる場合にも差別しないで人道的に待遇する。
- ② 交戦当事者は、常に戦闘員と文民（一般市民）を区別し、攻撃を軍事目標に限定し、文民とその財産を保護しなければならない。
- ③ 投降し、敵対行為をやめた戦闘員は、殺傷してはならない。
- ④ 交戦当事者は、互いに傷病者を収容、看護しなければならない。そのための医療要員、施設、機材等を保護する赤十字などの標章を尊重、保護する。
- ⑤ 捕虜、被拘束者の生命、尊厳、人権の尊重と保護及び家族との通信、援助を受ける権利を保障する。
- ⑥ 戦闘方法や武器の使用は無制限ではなく、必要で過度な損害や殺傷をもたらす武器は使用してはならない。
- ⑦ 正公な裁判を受ける権利及び拷問、体罰、残虐で品位を汚す扱いを受けない権利を保障する。

※これらのルールは、ICRCが国際人道法の内容を分りやすくするために作成したもので、法的な権威があるわけでも既存の条約を置き換えたものではありません。

# 円滑かつ効率的に任務を遂行できるよう職員をバックアップ

## ICRC 研修 (2~5週間)

## 赴任先でのミッション (6ヶ月)

## フィードバック・中間報告

## メンターによる フォローアップ

## 赴任先でのミッション (6ヶ月)

採用後はジュネーブで研修(2~5週間)を受けた後、赴任地でのミッションを半年ずつこなします。研修内容は、まずICRCジュネーブ本部で組織について学んだ後、ICRCが設けた仮想紛争地で実践の研修・訓練となります。研修が一通り終わると、紛争地でのミッションに入りますが、一貫してICRCのメンターシステムによって新人職員の任務遂行がフォローアップされます。以降、赴任地での任期は基本的に一年で、定期的に世界各地へ異動することとなります。

#### 職員の安全確保について

ICRCが活動する地域の多くは治安が不安定で、常に危険な状況下で任務を行う覚悟が必要です。ICRCではスタッフの安全を保障するため、赴任地の代表部・事務所ごとに職員の安全確保に関するガイドラインが設けられています。ガイドラインには、セキュリティの概念だけでなく、長年スタッフがそれぞれの環境で得た数々の経験や分析が蓄積されています。基本的な知識さえあれば危険を回避すること、あるいは軽減することが可能となります。助けを必要としている人々に確実に救いの手を差し伸べるために、スタッフの安全確保は最優先されます。

## ICRC情報

本部 : スイス・ジュネーブ  
職員 : 約12,000人  
2010年活動資金 : 約1,018億円(ジュネーブ条約加入国が80%以上を拠出)  
活動対象国 : 世界約80カ国、主に紛争地  
活動実績 : 緊急援助物資の配布、被拘束者の生活環境や待遇の監視、紛争犠牲者である文民の保護、行方不明者の安否調査、活動、人道法の普及等

#### 応募条件

- 対象年齢：25～35歳
- 学士、またはそれと同等の学歴を有すること
- 2年以上の社会人経験
- 海外赴任が可能な方(家族の同伴は当初2年間はできません)
- 英語での業務遂行が可能であること(アラビア語、スペイン語、フランス語が堪能な方は優遇)
- 運転免許(マニュアル)を取得していること

#### 応募方法

ICRC本部ウェブサイトよりご応募下さい。

<http://www.icrc.org/> → [About the ICRC](#) → [Human resources](#) → [Vacancies](#)

#### 国際人道法が適用されるのはどんな時？

国際人道法は、国際的武力紛争や内戦といった形態にかかわらず、武力を用いたあらゆる紛争に適応されます。どちらが戦闘を始めたかなどは関係なく、いったん武力紛争が発生すれば、すべての当事者に平等に適用されます。しかし、単発的な暴力行為は対象外で、国内の緊張や騒乱などには適用されません。

また、国際人道法では国と国との争い(国際的武力紛争)と、一つの国の領土内で起きた内戦(非国際的武力紛争)を区別しています。

- ジュネーブ四条約…陸戦の傷病兵の保護救済や、海戦の傷病兵、難破船の保護救済、捕虜の人道的な待遇、文民の保護が規定されています。

● 共通第3条…4つのジュネーブ条約にある第3条はいずれも共通していて、内戦について書かれています。国際慣習を法制化しており、すべての交戦当事者に適応されます。

● 第一追加議定書…植民地の独立闘争が多発したのを機に制定され、犠牲者の保護強化をうたっています。独立闘争を国際的武力紛争と同等と認知しています。

● 第二追加議定書…共通第3条を拡充したもので、政府軍と反乱軍などの組織的武装集団との内戦に適応されます。

● ハーグ法…軍事作戦における戦闘方法や武器の使用を制限し、交戦当事者の権利義務を規定するものです。対人地雷や毒ガスの使用禁止などが記されています。

国際人道法と内容が類似している法規制に「国際人権法」があります。人権法は平時に適用されるもので、多くの条項が武力紛争時に停止される可能性があるため、明解な区別が必要です。